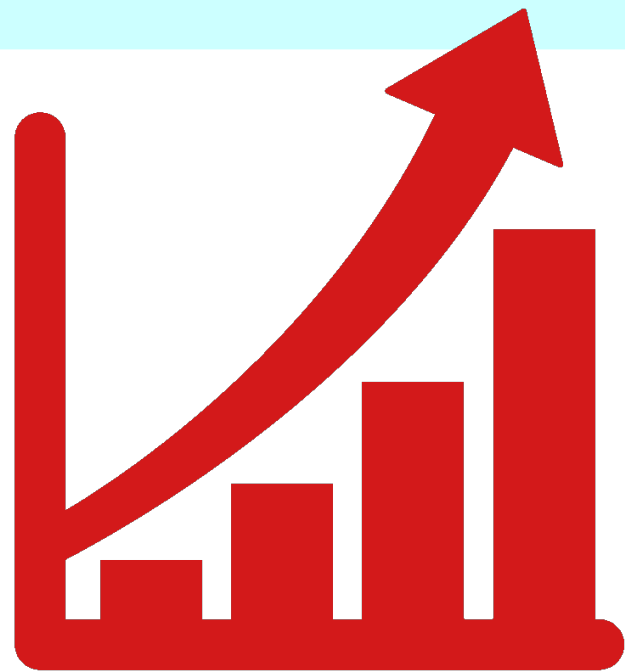


『PCA商魂DX』は “軽減税率対策補助金”

C-2型対象製品です!

拡充新区分



『PCA商魂DXシリーズ』『PCA商魂DX クラウド（買取プラン）』は、中小企業庁が指定する消費税軽減税率対策補助金の対象製品となりました（C-2型 請求書管理システム・ソフトウェア自己導入型）。軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、C型と呼ばれる「区分記載請求書等への対応」に適用できます。

補助期間

- 取得し支払いを完了する期間 2019年1月1日から2019年9月30日
- 申請受付期限 2019年12月16日（消印有効）まで

対象者

軽減税率対象商品を将来にわたり継続的に取引している中小企業・小規模事業者等であること。

補助対象PCA製品

- PCA商魂DXシリーズ
- PCA商魂DXクラウド 買取プラン ※クラウドの場合、イニシャル0プラン・プリペイドプラン及びサーバー利用料は対象となりません。

補助適用例

『PCA商魂DX with SQL 10CAL』（税抜 1,500,000円）を購入する場合

$$1,500,000円 \times \frac{3}{4} \times \frac{1}{2} = 562,500円 \text{ が補助対象に!}$$

約3/8が
補助されます!!

※インストール・導入指導等の付帯作業費および保守料は適用対象外となります。

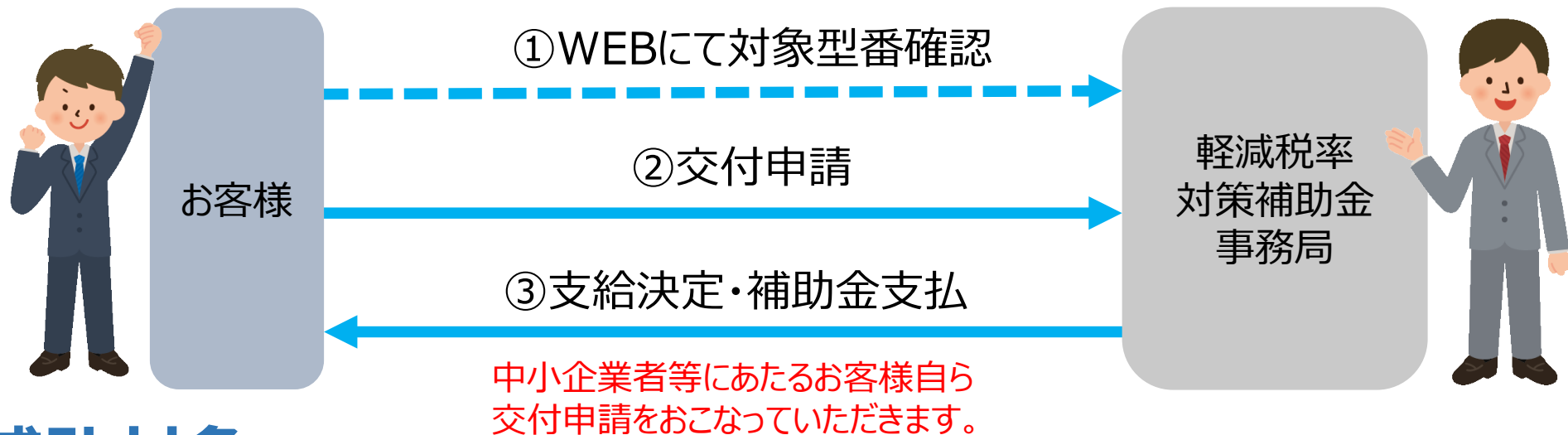
PCAホームページでも内容をご確認いただけます。
<https://pca.jp/keigenhojo/>



攻めるなら、経理から。

PCA

申請手続き



補助対象

以下の要件を満たす請求書管理システムのソフトウェア（パッケージ製品およびサービス）を中小企業・小規模事業者等が自ら購入し導入する場合の費用を補助対象とします。

<自己導入されるソフトウェア>

あらかじめ事務局に登録されたソフトウェア（パッケージ製品およびサービス）ならびに最低限必要なハードウェア（プリンタ、パソコン）を中小企業・小規模事業者等が自ら購入し導入する際の初期導入費用を補助するものです。

補助上限 ハードウェア 10万円 ½補助 ソフトウェア 150万円 $\frac{3}{4} \times \frac{1}{2} = \frac{3}{8}$ 補助

PCA登録製品・サービスは【C-2】受発注システム・自己導入型

C型 請求書管理システムの改修等支援

中小企業・小規模事業者等が安心して軽減税率への対応ができるよう、請求書管理システムの改修等を行うベンダーやパッケージ製品およびサービス等を事前に軽減税率対策補助金事務局に登録しております。

C-1型 システム改修・導入型

C-2型 ソフトウェア自己導入型

C-3型 事務機器改修・導入型

①『PCA商魂DX』
②『PCA商魂DX クラウド（買取プラン）』
の2種を登録済み

事業概要

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、「消費税軽減税率対策費補助金交付規程」に基づき、複数税率対応レジや券売機の導入や改修、受発注システム、請求書管理システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。日頃から軽減税率対象商品を取引しており、軽減税率に対応した請求書の発行を円滑に行うために、請求書管理システムを改修・導入する事業者を支援します。

制度の内容につきましては、軽減税率対策補助金事務局までお問い合わせください。

<http://kzt-hojo.jp/>

ピー・シー・エー株式会社

〒102-8171 千代田区富士見1-2-21 PCAビル TEL:03-5211-2700

ホームページ pca.jp